

受注型企画旅行取引条件書

旅行企画・実施：株式会社アクト・ユートラベル

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となるものです。本旅行条件書に定めのない事項については、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

第1章 総則

第1条（適用範囲）

この旅行条件書は、当社が企画・実施する受注型企画旅行に適用されます。

この旅行条件書に定めのない事項については、旅行業法その他の法令及び当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の定めによります。

第2条（用語の定義）

この旅行条件書における用語の意義は、旅行業法、旅行業約款その他関係法令に定めるところによります。

第3条（受注型企画旅行契約）

- この旅行は、株式会社アクト・ユートラベル（以下「当社」といいます。）が企画・実施する受注型企画旅行であり、お客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社は、お客様のご要望に基づき旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行を引き受けます。

第2章 お申込み及び契約の成立

第4条（企画書面の交付）

- 当社は、お客様から旅行契約のお申込みを受ける前に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件の概要を記載した企画書面を交付します。
- 企画書面の内容は、お客様との協議により変更することがあります。

第5条（お申込み）

- お客様は、当社所定の申込書又は当社が認める方法によりお申込みいただきます。

2. 当社は、お申込みの際、申込金を申し受けることがあります。
3. 申込金は、旅行代金、お取消料又は違約料の一部として取り扱います。

第6条（旅行契約の成立）

1. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。ただし、契約責任者との特約その他旅行業約款に定める場合は、この限りではありません。
2. 当社が通信契約を締結する場合は、旅行業約款の定めによります。
3. 団体又はグループでお申込みいただく場合は、契約責任者を定めていただきます。
4. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方その他特別な配慮を必要とする場合は、お申込み時にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。
5. 当社は、旅行業約款に定める事由に該当する場合は、旅行契約の締結をお断りすることがあります。

第3章 契約書面及び確定書面

第7条（契約書面の交付）

1. 当社は、旅行契約成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件を記載した契約書面を交付します。
2. 契約書面は、本旅行条件書と一体となって旅行契約の内容を構成するものとします。

第8条（確定書面の交付）

1. 契約書面交付時に旅行日程、利用運送機関、宿泊機関その他の旅行サービスの内容が確定していない場合は、旅行開始日までに確定書面を交付します。
2. 当社が手配及び旅程管理を行う旅行サービスの内容は、確定書面に記載したところによります。

第9条（情報通信技術を利用する方法）

当社は、お客様の承諾を得た場合は、契約書面、確定書面その他の契約関係書面を、電子メールその他情報通信技術を利用する方法により交付することがあります。

第4章 旅行代金・契約内容の変更

第10条（旅行代金）

1. 旅行代金は、企画書面又は契約書面に記載した金額とします。
2. お客様は、契約書面に記載した期日までに旅行代金をお支払いください。

第11条（契約内容の変更）

1. 当社は、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止その他当社の関与し得ない事由が生じた場合その他旅行業約款に定める場合は、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。
2. 契約内容の変更により旅行実施費用が増減した場合は、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。

第12条（旅行代金の額の変更）

1. 当社は、著しい経済情勢の変化その他旅行業約款に定める事由により旅行代金を変更することがあります。
2. 契約書面に参加人数に応じて旅行代金が異なる旨を記載している場合は、お客様の人数変更により旅行代金を変更することがあります。

第13条（契約上の地位の譲渡）

1. お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者へ譲渡することができます。
2. この場合、当社所定の手数料をお支払いいただきます。
3. 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。
4. 契約上の地位を譲り受けた方は、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継します。

第5章 契約の解除

第14条（お客様による旅行契約の解除）

1. お客様は、いつでも旅行契約を解除することができます。
2. この場合、お客様は、契約書面又は企画書面に定める取消料をお支払いいただきます。

第15条（当社による旅行契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅行契約を解除することがあります。

1. お客様が契約書面に記載した期日までに旅行代金をお支払いいただけないとき。
2. お客様が病気その他の事由により旅行に耐えられないと認められるとき。

3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
4. その他旅行業約款に定める事由に該当するとき。

第16条（旅行開始後の解除）

当社は、旅行開始後、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅行契約を解除することがあります。

1. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
2. お客様が法令、公序良俗又は添乗員等その他当社係員の指示に反する行為を行い、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められるとき。
3. その他旅行業約款に定める事由に該当するとき。

第17条（旅行代金の払戻し）

当社は、旅行契約が解除された場合又は旅行代金が減額された場合には、旅行業約款に定めるところにより旅行代金を払い戻します。

第18条（契約解除後の手配）

旅行開始後に旅行契約を解除した場合であって、お客様からご依頼があったときは、当社は、お客様のご負担により必要な旅行サービスの手配を行います。

第6章 団体・グループ契約

第19条（団体・グループ契約）

団体又はグループを構成する複数のお客様が、その責任ある代表者を定めてお申し込みいただく場合は、本章の定めを適用します。

第20条（契約責任者）

1. 団体又はグループでお申し込みいただく場合は、代表者を契約責任者として取り扱います。
2. 契約責任者は、構成者を代表して旅行契約に関する一切の権限を有するものとみなし、当社は契約責任者との間で旅行契約に関する手続きを行います。

第21条（契約責任者の責務）

1. 契約責任者は、構成者に対して契約内容その他必要事項を周知し、旅行の円滑な実施に協力していただきます。
2. 契約責任者は、当社が指定する期日までに参加者名簿を提出していただきます。

3. 当社は、契約責任者が構成者に対して負う債務又は義務について責任を負いません。
4. 契約責任者が旅行に同行しない場合は、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者として取り扱います。
5. 当社は、契約責任者との間で特約を締結した場合は、申込金を受領することなく旅行契約を成立させることがあります。この場合は、その旨を記載した書面を交付した時点で旅行契約が成立します。

第7章 旅程管理

第22条（旅程管理）

1. 当社は、お客様が安全かつ円滑に旅行サービスの提供を受けられるよう、必要な旅程管理を行います。
2. 当社は、旅行中に契約書面に記載した旅行サービスを円滑に提供できるよう努めるとともに、やむを得ない事由により契約内容を変更する場合には、旅行の安全かつ円滑な実施に努めます。

第23条（添乗員等）

1. 契約責任者又はお客様のご要望により、添乗員等を同行させることがあります。
2. 添乗員等は、旅行日程の円滑な実施及びお客様の安全確保に必要な業務を行います。
3. 添乗員等に係る交通費、宿泊費その他必要な経費は、契約書面に別段の定めがある場合を除き、旅行代金に含まれます。
4. 旅行開始後、団体で行動する場合は、旅行の安全かつ円滑な実施のため、お客様は添乗員等その他当社係員の指示に従っていただきます。

第24条（保護措置）

旅行中、お客様が疾病、傷害その他の事由により保護を必要とすると認められる場合は、当社は必要な措置を講じます。

この場合に要した費用のうち、当社の責めに帰すべき事由によらないものは、お客様のご負担となります。

第8章 当社の責任等

第25条（当社の責任）

1. 当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えた場合は、旅行業約款に基づきその損害を賠償します。
2. 損害賠償の範囲及び時期については、旅行業約款の定めによります。

第26条（特別補償）

当社は、当社に賠償責任があるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規程に基づき、旅行中の急激かつ偶然な外来事故による生命、身体又は手荷物の損害について補償金及び見舞金をお支払いします。

第27条（旅程保証）

1. 契約内容に重要な変更が生じた場合は、旅行業約款に基づき変更補償金をお支払いします。
2. 変更補償金の対象となる変更事項及び補償率については、別表「変更補償金一覧表」によります。

第28条（お客様の責任）

1. お客様の故意又は過失により当社へ損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識した場合は、速やかに添乗員等、当社又は旅行サービス提供機関へお申し出ください。

第9章 その他

第29条（旅券・査証等）

海外旅行に必要な旅券（パスポート）、査証（ビザ）その他渡航手続に必要な書類は、お客様ご自身の責任においてご確認及び取得していただきます。

第30条（保健衛生・海外安全情報）

1. 渡航先の保健衛生に関する情報については、厚生労働省検疫所等の公的機関でご確認ください。
2. 海外安全情報については、外務省海外安全ホームページ等で最新情報をご確認ください。

第31条（燃油サーチャージ）

燃油サーチャージを含まない旅行代金を設定している場合は、航空会社の定める燃油サーチャージの改定により、追加徴収又は払戻しを行うことがあります。

第32条（お買い物について）

当社は、お客様の便宜を図るため、お買い物の機会をご案内することがありますが、お買い物については、お客様ご自身の責任においてご利用ください。

第33条（事故等のお申し出）

旅行中に事故、けがその他契約書面と異なる旅行サービスの提供を受けた場合は、速やかに添乗員等、当社又は旅行サービス提供機関へお申し出ください。

第34条（個人情報の取扱い）

当社は、お客様からお預かりした個人情報を、旅行契約の履行及び旅行サービスの提供に必要な範囲で利用します。

その他の個人情報の取扱いについては、当社の個人情報保護方針によります。

第35条（旅行業約款）

本旅行条件書に定めのない事項については、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）その他関係法令によります。

本旅行条件書と旅行業約款の内容が異なる場合は、旅行業約款を優先して適用します。